

# 仙台市立西多賀小学校PTA会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は西多賀小学校PTAといい、事務所を同校内に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、会員相互の協力により、児童の健全な育成をはかるとともに、会員相互の研修と親睦を深めることを目的とする。

## 第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動し、宗教又は政党に偏した行動をすることが出来ない。

第4条 本会は教育問題に関して校長、教頭及び教育委員会と協議してその任務に協力するために意見を述べる事が出来る。ただし教育行政並びに会員の私的问题に干渉してはならない。また自治独立の団体であるから、他からの支配や干渉を受けてはならない。

## 第4章 事 業

第5条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校と家庭との緊密な連携
- 2 児童の生活環境の整備
- 3 学校の教育設備の整備充実
- 4 会員相互の親睦と教養の向上
- 5 その他目的を達成するために必要な事項

## 第5章 会 員

第6条 本会の会員は西多賀小学校の児童の父母（父母に代わるものを含む。以下同じ）および教職員とする。

第7条 本会の会員は、役員選出と発言の権利をもち、本会の費用を負担する義務を負う。

## 第6章 役員及び会計監査

第8条 本会に次の本部役員を置く。

会長	1名
副会長	3名（T1）
事務長	1名（T）
事務次長	1名
幹事	若干名（HP担当を含む）
会計	2名（T1）
書記	1名

第9条 本会に会計監査員3名を置く。

第10条 本部役員並びに会計監査員は運営委員会の承認によって決め総会で報告する。ただし、副会長、事務長、会計の1名は学校長が教職員より適任者を推薦し、会長が委嘱する。

第11条 本部役員の他に次の役員を置き会長がこれを委嘱する。

専門部長	各1名
地区長	各1名
学年部長	各1名
かしわ学級部長	1名

第12条 本部役員・会計監査員に欠員が生じた場合は会長が本部役員会にはかり補充する。

第13条 役員は次の職務を行う。

- 1 会長は本会を代表して会務を統括する。会計監査会を除く、全ての会合に出席して意見を述べることができる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
- 3 事務長は会長を助け、統括的事務にあたる。
- 4 事務次長は事務長を補佐し、事務長不在のときはこれを代行する。
- 5 会計は現金出納その他本会の会計事務にあたる。
- 6 書記は諸会議の記録、その他の文書作成にあたる。
- 7 幹事は事務次長を助け、本会の庶務にあたる。うちHP担当は、HPの運営にあたる。
- 8 会計監査員は本会の会計監査にあたり、監査の結果を運営委員会・総会に報告する。
- 9 専門部長は所属部門の事業を計画し、運営委員会の決議を経て執行する。
- 10 地区長は地区を代表し、地区活動の世話をする。
- 11 学年部長は学年活動の世話をする。
- 12 かしわ学級部長はかしわ学級部会の世話をする

第14条 役員の任期・兼任に関する詳細は、細則で定める。

第15条 本会に顧問および参与を置くことができる。顧問は総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。参与には校長があたる。顧問は本会の諮問に応じ、参与は本会の相談にあずかる。

## 第7章 地区会・専門部会・学年部会

第16条 本会の運営および活動を円滑にするため、地区会・専門部会・学年部会の必要な事項、運営方法については、細則で定める。

## 第8章 会 議

第17条 本会の会合は総会及び運営委員会、本部役員会並びに各部会とする。

第18条 定期総会は年度内1回開催する。ただし、本部役員会において必要と認められたときおよび過半数の会員から会議に付議すべき議案を提示して総会の開催要求があったときは臨時に総会を開催することができる。

2. 総会において次の事業を協議決定とする。

- 1 事業計画および報告
- 2 経費の予算および決算
- 3 会費および徴収方法
- 4 会則の改廃
- 5 会運営に関する協議および報告
- 6 その他、特に重要な事項

3. 総会は決議事項の一部を運営委員会に委任することができる。

第19条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。本部役員・専門部長・地区長・学年部長・かしわ学級部長をもって構成し、会務の執行に関し連絡協議する。

- 1 総会から委任された事項
- 2 本部役員から付議された事項
- 3 総会に付議する事項
- 4 予算、決算の審議に関する事項
- 5 細則の制定および改廃
- 6 役員の承認
- 7 その他、会務の執行に関する事項および緊急を要する事項

特に急を要する場合には会長は便宜の措置をとることができる。この場合、事後の運営委員会に報告しなければならない。

第20条 総会および運営委員会は会長が招集し、その議長は出席者全員にはかりこれを選ぶ。

第21条 会長から特に出席を求められたものは、会合に出席して意見を述べ発言する

ことができる。ただし、決議に加わることはできない。

第22条 総会および運営委員会・本部役員会並びに部会に議事は出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第23条 総会を開くときは会議の3日前までに、その日時・場所および議題を部員並びに事務長・事務次長に連絡しなければならない。ただし急を要するときはその限りではない。

第24条 総会の議事については書記がその要点を記載した議事録を作成し、出席者2名以上の署名を受けなければならない。

## 第9章 会 計

第25条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれに当てる。  
会費は普通会費・臨時会費の2種とし、普通会費は総会にはかって決める。

第27条 会長は運営委員会の決議を経て予算の追加又は補正をすることができる。ただし、次期総会に報告しなければならない。

第28条 本会の金銭および財産は第2条に定める目的以外のために利用することができない。

第29条 歳入・歳出の年度区分・予算・決算および帳簿書類の様式、その他会計に関する細則は本部役員会にはかって会長がこれを別に定める。

第30条 会計監査員は、年1回本会の出納その他会計事務の監査にあたり、又監査員は会計監査に係る報告書を会長に提出しなければならない。

## 第10章 附 則

第31条 本会の会則は総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。

第32条 本会の運営に関する細則は本部役員会・運営委員会において定める。

2. 細則の改廃は本部役員会において全員一致、運営委員会において出席者の過半数の賛成がなければならない。
3. 細則の改廃は総会において報告する。